

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点	III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点
III-4 銀行法等に係る事務処理	III-4 銀行法等に係る事務処理
III-4-10 合併等	III-4-10 合併等
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)
(新設)	<p>(3) 地域銀行又はその親会社（以下「地域銀行等」という。）が、「<u>地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律</u>」に基づき合併等の認可の申請を行ったときには、当該地域銀行等が提出した基盤的サービス維持計画（以下「<u>計画</u>」という。）の記載等に基づき、公正取引委員会とも協議のうえ、同法の認可基準への適合を審査する。この際、特に、以下の点を確認することとする。</p> <p>① 地域銀行が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。  また、合併等に係る地域銀行のうち全部又は一部について、例えば基盤的サービスからの収益で当該サービスに係る経費等を賄えない状況が生じることにより、経営改善が行われない限り、基盤的サービスを</p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか（注1）。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（注1）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること（貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする）等により判断する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>② 計画において、合併等による基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及びその効果が具体的に示されているか。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、計画において、こうした事業の改善に応じた基盤的サービスの維持に係る方策として、例えば、以下の幾つか等について、具体的な指標を用いること、又は、地域顧客のニーズや需要の変化を適時適切に把握し取組を改善していくための態勢整備を行うこと等を通じて、適確に実施するための方策が示されているか（注2）。</u></p> <p class="list-item-l1">イ. <u>担保や保証に依存せず、取引先の事業性評価に基づき融資を行う取組の強化</u></p> <p class="list-item-l1">ロ. <u>創業又は新事業の開拓に関する取引先に対する支援に係る取組の強化</u></p> <p class="list-item-l1">ハ. <u>経営に関する相談その他の取引先に対する支援に係る取組の強化</u></p> <p class="list-item-l1">二. <u>事業再生が必要な取引先に対する支援に係る取組の強化</u></p> <p class="list-item-l1">ホ. <u>取引先の事業の承継に対する支援に係る取組の強化</u></p> <p class="list-item-l1">ヘ. <u>以上の他、中小企業向けのサービスの維持・向上や地域経済の活</u></p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>性化に資する取組みに必要な、人的資源及び資本・経営基盤の確保・強化</u></p> <p>ト. <u>重複する店舗の必要な統廃合を行う場合における、地域での店舗を通じたサービスの実態を慎重に考慮した上で、事業の改善により生じる余力に応じた一定の店舗網の維持</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注2) 上記イからトまでは、検討のための選択肢であり、事業の改善に応じた基盤的サービスの維持に係る方策については、合併等の目的・方法、合併等による基盤的サービスに係る事業の改善の効果、地域における顧客のニーズ・需要に照らした、それぞれの地域銀行等における経営判断に基づく具体化について判断する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③ 合併等により利用者への不当な不利益が生じるおそれがある場合、計画において、当該不当な不利益を防止するための、十分に具体的で実効性のある方策が示されているか（注3）（注4）。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（注3）特に、中小企業向け貸出の事業分野については、利用者に不当な不利益が及ぶことがないよう、例えば、債務者である中小企業に対して、a) 不当な貸出金利や手数料の上昇、b) 不当な担保又は保証の徴求、c) 貸出額や貸出期間等の融資条件の不当な悪化が生じないように、地域銀行において融資審査時に確認する体制の整備（事前防止措置）を行うことが考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、こうした事前防止措置の実効性を確保する等の観点か</u></p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>ら、例えば地域銀行において顧客からの相談を受け付ける窓口を設置し、顧客の視点で貸出サービスの悪化や不当な貸出金利の上昇が生じていないかを確認する等の事後的なモニタリング措置を講じることが考えられる。</p> <p>(注4) 貸出金利や手数料の上昇については、以下を含む市場動向、サービス、債務者、地域の実情等を総合的に勘案し、その合理性について、慎重に判断を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 貸出金利の基礎となる市場金利(OIS等)</li><li>b) サービスの向上(それに見合った貸出金利引上げに対する顧客の理解)</li><li>c) 債務者の信用力の変化</li><li>d) 債務者支援の観点から一時的に貸出金利を引き下げていた等の特段の事情</li></ul>